

観光目的税について

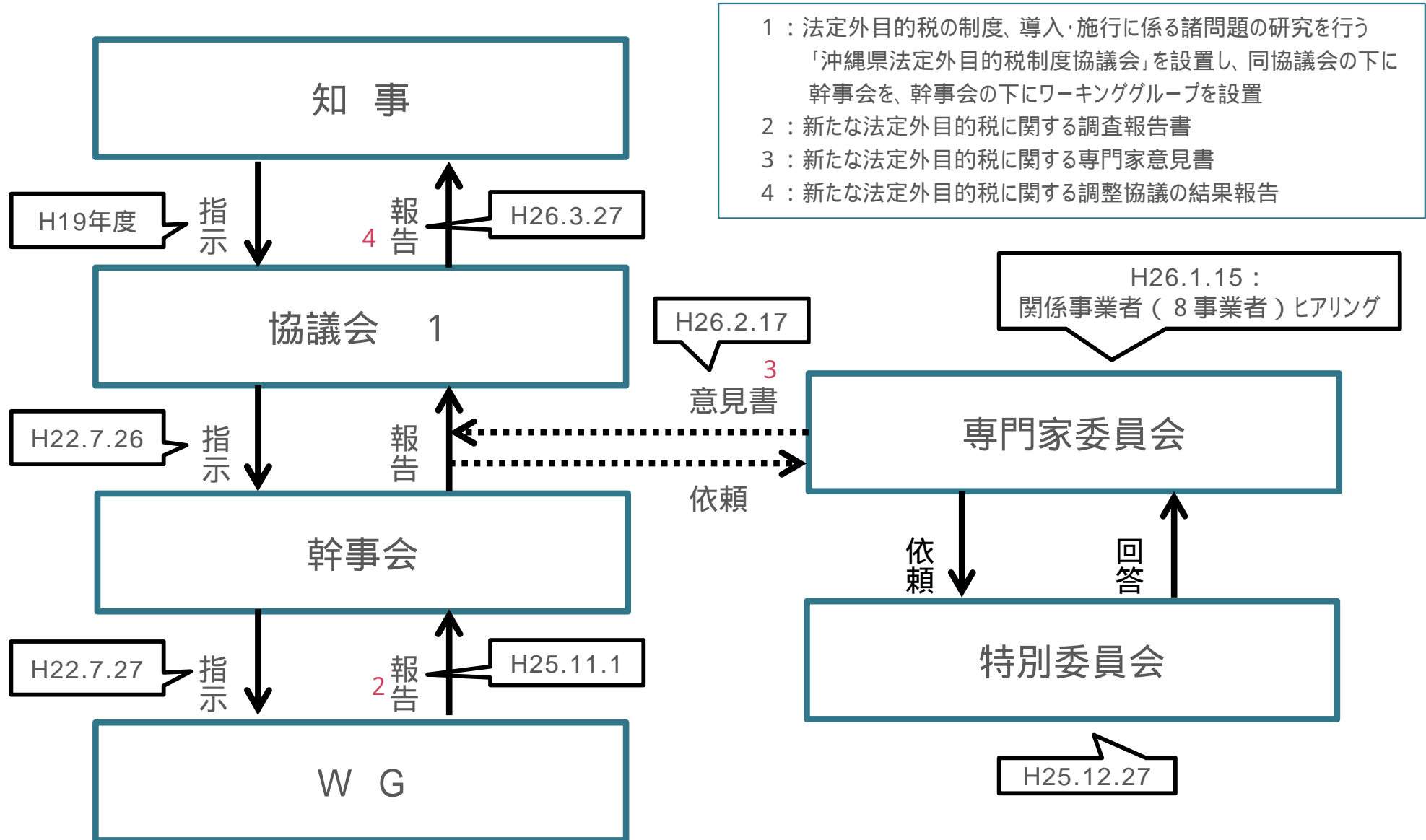
(平成25年度の検討結果及びその後の環境の変化について)

平成30年9月10日
沖縄県文化観光スポーツ部

1 . 平成25年度の検討結果について

1. 平成25年度の検討結果について

■ (1) 検討体制・報告状況



1 . 平成25年度の検討結果について

(2) 知事への報告概要

項目	内容
法定外目的税を 導入することについて	▶ 沖縄県の財政事情等を踏まえると、新たな法定外目的税の 導入は必要
法定外目的税として 導入する税目について	▶ 入域税 は徴収方法に法的問題があるほか、県内3村の環境協力税との関係で違法無効になるとの指摘がある。 ▶ レンタカー税 は費用対効果の観点から 適当ではない 。 ▶ 宿泊税 は、 <u>制度設計上の法的問題がなく、</u> 税収の用途等に基づき、 <u>導入すべき税目として適当である</u> 。
導入に当たって留意すべき 事項について	▶ 新たな法定外目的税の導入にあたっては、 <u>関係者の法定外目的税に関するコンセンサスを得る必要がある</u> 。 ▶ 宿泊税が導入された場合、ホテル側が同税を負担する可能性があり、ホテル経営に重大な影響を与える可能性がある。 ▶ 新たな法定外目的税の導入は、観光産業に与える影響、沖縄振興の諸制度の動向、外部環境の変化等を十分に考慮し、判断することが 適当

1. 平成25年度の検討結果について

(3) - 1 入域税の導入目的

入域税を課税すべき事情

- ・ 沖縄県におけるリーディング産業である観光産業が、今後とも持続的に発展していくためには、沖縄県の観光地としての魅力の向上に資する観光関連施策の実施等のための財源が必要である。
- ・ 沖縄県の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくためには、自然環境の保全、再生、活用等の環境施策の積極的な実施等のための財源が必要である。

沖縄県の歳入決算額（平成24年度）に占める自主財源の割合は27.7%である。
今後の財源事情は収支不足が拡大傾向で推移すると見込まれている。

入域税による税収で経費を支弁することを検討

入域者に税の負担を求めることの合理性

1. 運賃を支払って入域する者には担税力が存在することから、入域する行為に課税することは合理性がある。
2. 観光客にとっては、観光地としての魅力向上という事業成果を受益し、及び観光活動による環境負荷を軽減するための費用を負担するという、受益者負担及び原因者負担の両面から税負担を求めることは合理性がある。
3. 仕事や会議等の目的で来県した者であっても観光地巡り等、観光目的の入域者と同様な活動を行っていることが認められることから、受益者負担及び原因者負担の両面から税負担を求めることは合理性がある。
4. 県民は、県民共有の財産である自然環境が保全されることによる利益を享受するものであり、受益者負担の面から税負担を求めることは合理性がある。

沖縄県が入域税を導入することは、事業実施のための財源を確保するために必要性があるとともに、その財源のための経費を入域者が税として負担することについての合理性がある。

1. 平成25年度の検討結果について

(3) - 2 入域税の概要

	具体的内容
税導入の目的	沖縄県の観光魅力を向上させる観光振興施策を安定的に実施し、及び自然環境の保全、再生、利用その他の積極的な環境施策を実施するために必要となる費用に充てるため
想定される税収の用途	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 観光客の来訪目的である観光資源の保存・拡充、目的地選びや満足度向上の重要な要素である安全・快適な観光地作りの推進及び観光・リゾート地としての魅力向上のための事業 ▶ 沖縄県の自然環境をより保全し、再生し又は活用するための事業若しくは沖縄県の区域内に入域する者が沖縄県の自然環境に生じさせる負荷を軽減するための事業
課税客体	沖縄県の区域に入域する行為
納税義務者	沖縄県の区域に入域した者
徴収方法	航空事業者、海運事業者等による特別徴収
課税標準	沖縄県の区域に入域する行為の回数
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 航空運賃や船賃が無料になる入域 ▶ 修学旅行生及びこれらの者を引率する教員 等
税率	入域1回につき180円
税収規模試算	10.1億円
懸念事項等 (専門家委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 入域税制は、特別徴収が現実的だが、航空事業者等に対し特別徴収義務を負わせることは、司法判断で違法と指摘される可能性がある。 ▶ 国策である航空機燃料税や空港着陸料等の軽減措置と整合しない可能性がある。 ▶ 課税要件を具備する前に入域税相当額を預かる仕組みの是非など現行税法上明確でない部分がある。 ▶ 特別委員会からの意見として、県内3村の環境協力税との関係で、違法・無効と評価される可能性が高いとする意見と、低いとする意見があった。
知事報告	入域税は、その徴収方法としての特別徴収について法的問題があるほか、県内3村の環境協力税との関係について二重課税に該たり、後発の入域税が違法無効になるとの指摘があること等から、入域税を導入することはできないと判断した。

1. 平成25年度の検討結果について

(4) - 1 宿泊税の導入目的

宿泊税を課税すべき事情

- ・ 沖縄県におけるリーディング産業である観光産業が、今後とも持続的に発展していくためには、沖縄県の観光地としての魅力の向上に資する観光関連施策の実施等のための財源が必要である。
- ・ 沖縄県の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくためには、自然環境の保全、再生、活用等の環境施策の積極的な実施等のための財源が必要である。

沖縄県の歳入決算額（平成24年度）に占める自主財源の割合は27.7%である。
今後の財源事情は収支不足が拡大傾向で推移すると見込まれている。

宿泊税による税収で経費を支弁することを検討

宿泊者に税の負担を求めることの合理性

1. 沖縄県内のホテル等に宿泊する者は宿泊料金を負担していることから、その経済的な負担能力に担税力を見出すことができるため、宿泊する行為に課税することは合理性がある。
2. 観光客にとっては、観光地としての魅力向上という事業成果を受益するという意味で、また観光活動による環境負荷を軽減等するための費用を負担するという意味で、受益者負担及び原因者負担の両面から税負担を求めることは合理性がある。
3. 仕事や会議等の目的で来県した者であっても観光地巡り等、観光目的の者と同様な活動を行っていることが認められることから、受益者負担及び原因者負担の両面から税負担を求めることは合理性がある。

沖縄県が宿泊税を導入することは、事業実施のための財源を確保するために必要性があるとともに、その財源のための経費を宿泊者が税として負担することについての合理性がある。

1. 平成25年度の検討結果について

(4) - 2 宿泊税の概要

	具体的内容						
税導入の目的	沖縄県の観光魅力を向上させる観光振興施策を安定的に実施し、及び自然環境の保全、再生、利用その他の積極的な環境施策を実施するために必要となる費用に充てるため						
想定される税収の用途	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 観光客の来訪目的である観光資源の保存・拡充、目的地選びや満足度向上の重要な要素である安全・快適な観光地作りの推進及び観光・リゾート地としての魅力向上のための事業 ▶ 沖縄県の自然環境をより保全し、再生し又は活用するための事業若しくは沖縄県のホテル等に宿泊する者が沖縄県の自然環境に生じさせる負荷を軽減するための事業 						
課税客体	旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊						
納税義務者	沖縄県内のホテル等における宿泊者						
徴収方法	ホテル等の事業の経営者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収						
課税標準	ホテル等における宿泊日数						
課税免除	宿泊料金1万円未満の宿泊						
税率	<table border="0"> <tr> <td>1泊あたりの宿泊料金</td> <td>1万円以上1万5千円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万5千円以上</td> <td>200円</td> </tr> </table>	1泊あたりの宿泊料金	1万円以上1万5千円未満	100円		1万5千円以上	200円
1泊あたりの宿泊料金	1万円以上1万5千円未満	100円					
	1万5千円以上	200円					
税収規模試算	5億円						
懸念事項等 (専門家委員会)	宿泊税は、宿泊料金が低額の施設の利用者の負担感が大きくなること、徴収コストの増大が懸念されること、実態として宿泊事業者が宿泊税を負担するおそれがあること、チェックインやチェックアウト時に観光客の滞留が発生する可能性があること、県が政策的に推進している長期滞在の拡大に逆行する可能性がある。						
知事報告	宿泊税は、制度設計上の法的問題が存しないことも考慮して、税収の用途等に基づき、導入すべき税目として適当である。また、専門家委員会も、観光関連税のうち宿泊税が制度的に実現可能性が高いとしている。						

1. 平成25年度の検討結果について

(5) - 1 レンタカー税の導入目的

レンタカー税を課税すべき事情

- ・ 地理に不案内な観光客が運転するための観光サイン又は標識の設置や観光施設及びその周辺地域での交通環境の整備等のほか、レンタカーを利用する観光客の利便性を向上させることに資する事業に関する需要が新たに生じている。
- ・ 今後も観光客のレンタカー需要が見込まれることから、レンタカー利用者の特別な需要も増大することが予想される。このため、レンタカー利用者の利便性向上等のための財源が必要である。

沖縄県の歳入決算額（平成24年度）に占める自主財源の割合は27.7%である。
今後の財源事情は収支不足が拡大傾向で推移すると見込まれている。

レンタカー税による税収で経費を支弁することを検討

レンタカー利用者に税の負担を求めることの合理性

1. レンタル料等を負担してレンタカーを借り受ける者にとって、一般的に当該税を負担する程度の担税力は存在するといえ、担税力の観点から、レンタカーを借り受ける行為に課税することは合理性がある。
2. レンタカー税の税収がレンタカー利用者の利便性向上のための事業の財源となることから、受益者負担の原則に鑑み、税負担を求めることは合理性がある。
3. 県民がレンタカーを利用する場合、税収は県民・観光客を問わずレンタカー利用者の利便性の向上に充てられることから、県民であるレンタカー借受人も用途事業により受益があるといえ、受益者負担の原則に鑑み、税負担を求めることは合理性がある。

沖縄県がレンタカー税を導入することは、事業実施のための財源を確保するために必要性があるとともに、その財源のための経費をレンタカー借受人が税として負担することについての合理性がある。

1. 平成25年度の検討結果について

(5) - 2 レンタカー税の概要

	具体的内容
税導入の目的	レンタカー利用者の移動の円滑化及び利便性向上のための事業に要する費用に充てるため
想定される税収の使途	▶ 地理に不案内な観光客が運転して移動する際の利便性向上のための事業 ▶ 電気自動車用の充電設備の整備のための地球温暖化対策事業 等
課税客体	レンタカー事業者（自家用自動車を、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の規定により、国土交通大臣の許可を得て業として有償で貸し渡す者）からの借受
納税義務者	レンタカーを借り受ける者
徴収方法	レンタカー事業の経営者その他レンタカー税の徴収において便宜を有する者による特別徴収
課税標準	レンタカーを借り受けた日数
課税免除	車検や修理のため整備工場に自動車を預けた際に代車としてレンタカーを借り受けたときのレンタカーの借受
税率	レンタカー1台につき、借受日数1日あたり20円
税収規模試算	0.6億円
懸念事項等 （専門家委員会）	▶ レンタカー税は、税収の規模や使途等を考えて、あえて導入する理由が乏しい。 ▶ レンタカー利用者の税負担力が他の交通機関の利用者に比べて高くなく、税の負担力や公平性に課題がある。 ▶ 税収見込額が低く、税収使途がレンタカーに関する利便施設や道路使用に関連する支出事業に限定されやすい。
知事報告	レンタカー税は、税収と徴税経費との関係における費用対効果の観点から考えた場合等から、導入すべき税目としては適当ではない。

2 . 平成25年度の検討時との 環境の変化について

2. 平成25年度の検討時との環境の変化について

■ (1) 民泊に係る法律の改正等

旅館業法の改正 (H28.4.1施行、H30.6.15施行)

- ▶ 客室の最低延べ床面積の緩和 (10人未満のみ)

最低客室数 (ホテル営業: 10室、旅館営業: 5室) の基準の廃止

- ▶ 無許可営業者等に対する規制の強化等

(都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限付与、罰金上限額の引き上げ)

住宅民泊事業法の制定 (H30.6.15施行)

- ▶ 住宅宿泊事業者に係る制度 (届出) の創設

- ▶ 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置 (衛生確保措置、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等) を義務付け

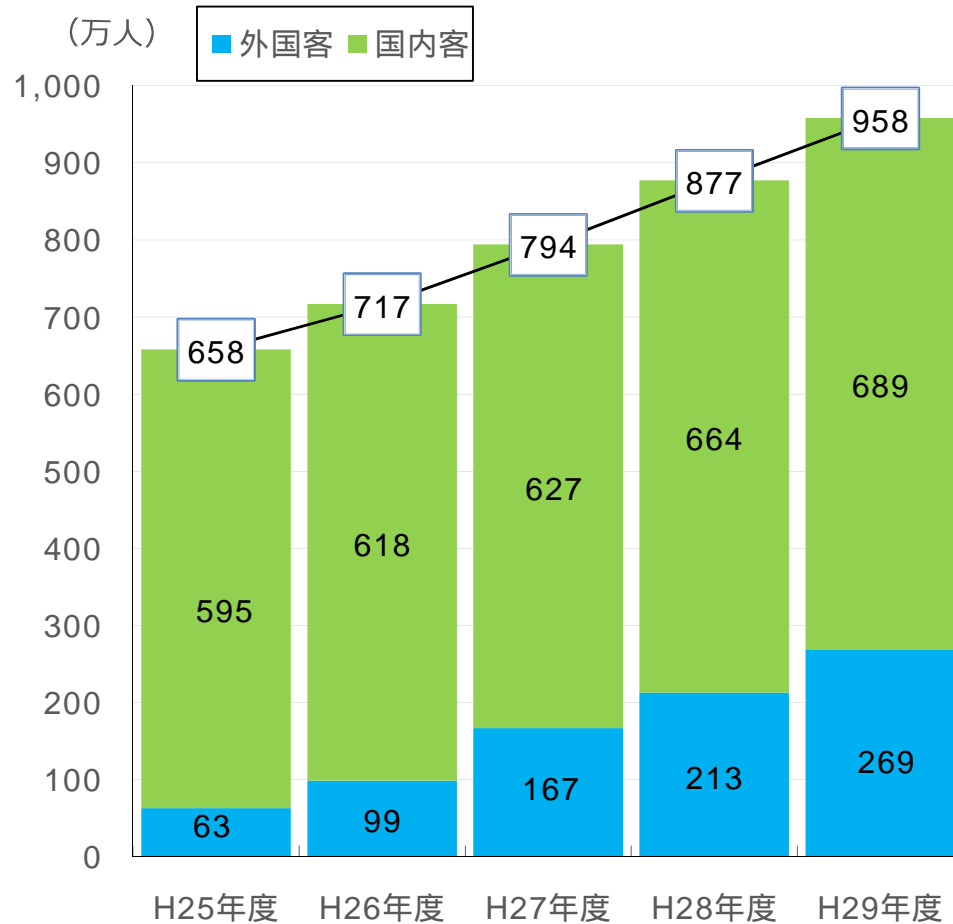


民泊の推進と違法民泊の規制強化

2. 平成25年度の検討時との環境の変化について

■ (2) -a 入域観光客数

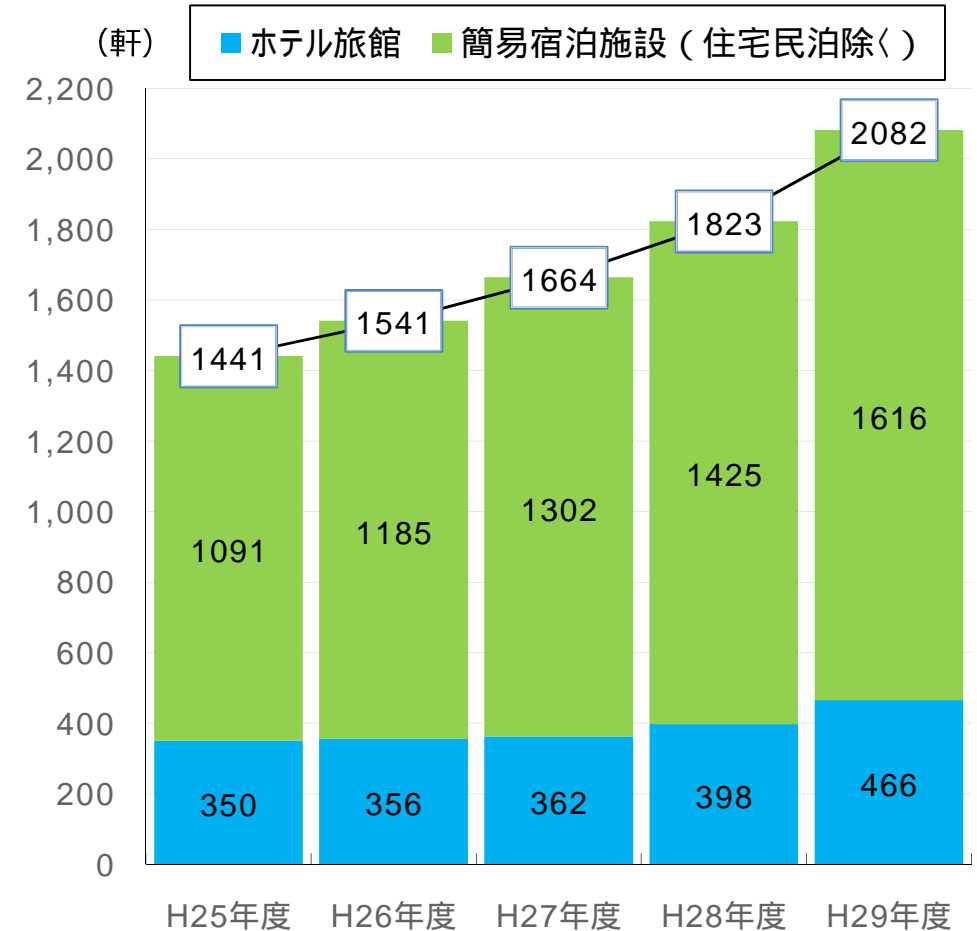
平成25年度 658万人 平成29年度 958万人
 入域観光客数が1.46倍に増加（外国人観光客は4.27倍に増加）



出典：沖縄県入域観光客統計概況

■ (2) -b 宿泊施設数

平成25年度 1,441軒 平成29年度 2,082軒
 宿泊施設数が1.44倍に増加

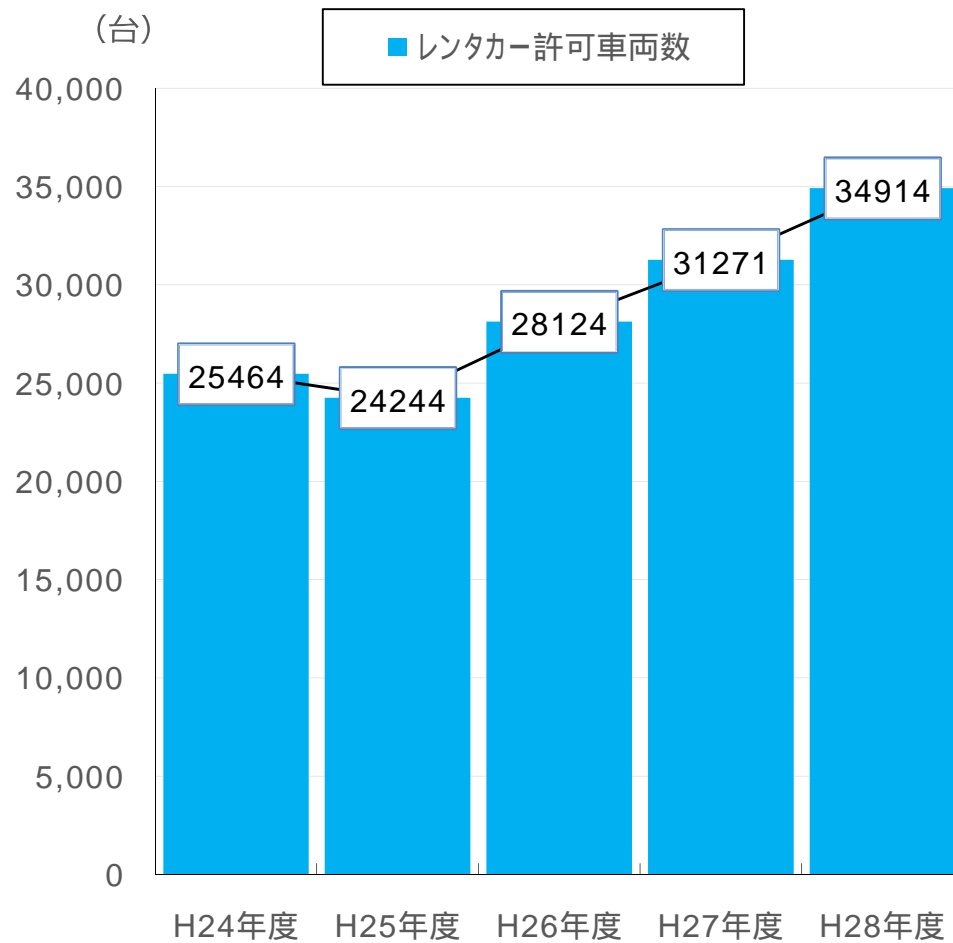


出典：沖縄県宿泊施設実態調査

2. 平成25年度の検討時との環境の変化について

■ (2) -c レンタカー許可車両数

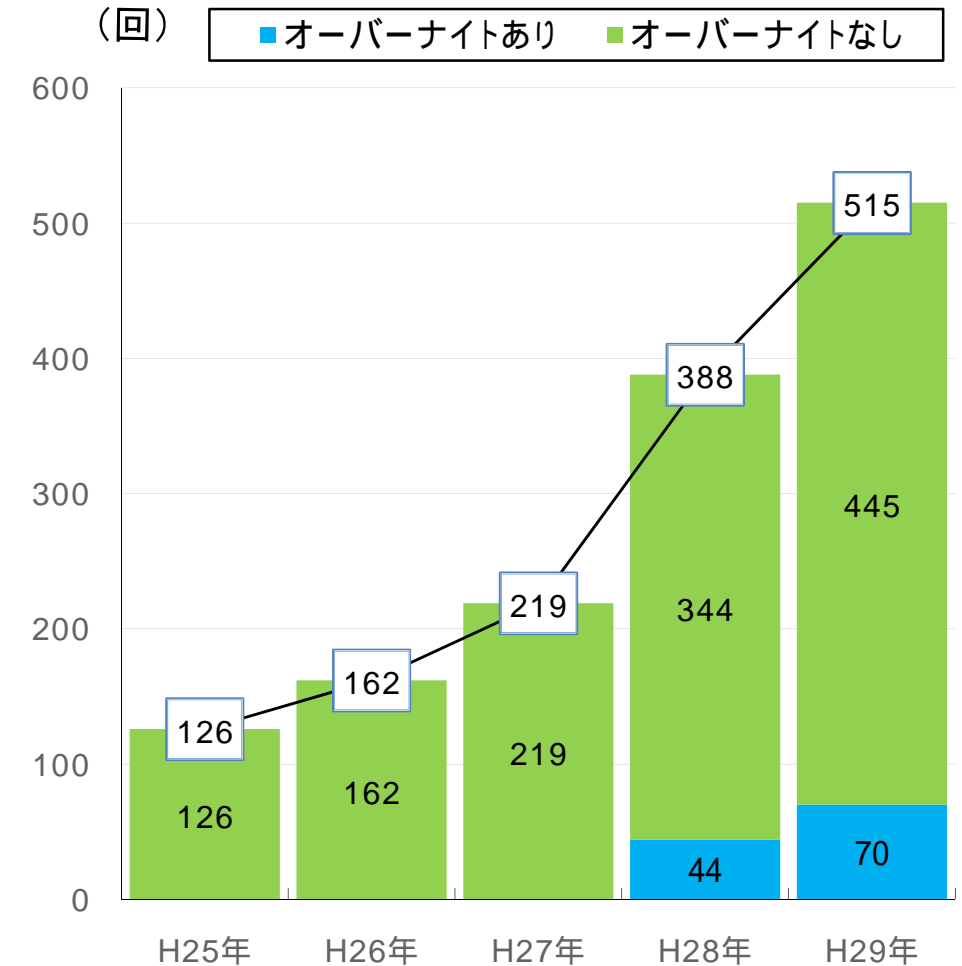
平成24年度 25,464台 平成28年度 34,914台
 レンタカー許可車両数が1.37倍に増加



出典：内閣府沖縄総合事務局「運輸要覧」を基に沖縄県観光政策課にて編集。

■ (2) -d クルーズ船寄港回数

平成25年 126回 平成29年 515回 暦年
 クルーズ船寄港回数が4.09倍に増加

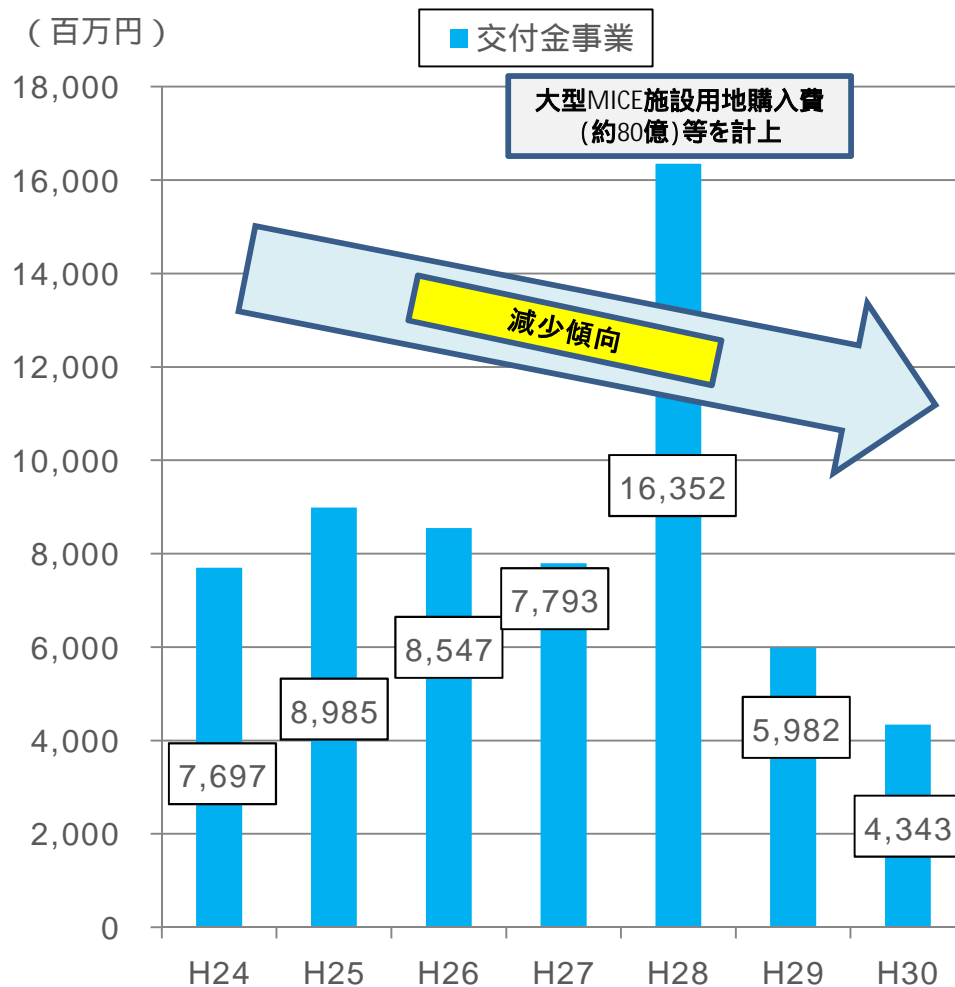


オーバーナイトについては、那覇港のみの状況。(那覇港管理組合発表データを基に沖縄県観光政策課にて集計。H28年：193回中44回、H29年：224回中70回) 平成27年以前及び他港の状況は未集計。

2. 平成25年度の検討時との環境の変化について

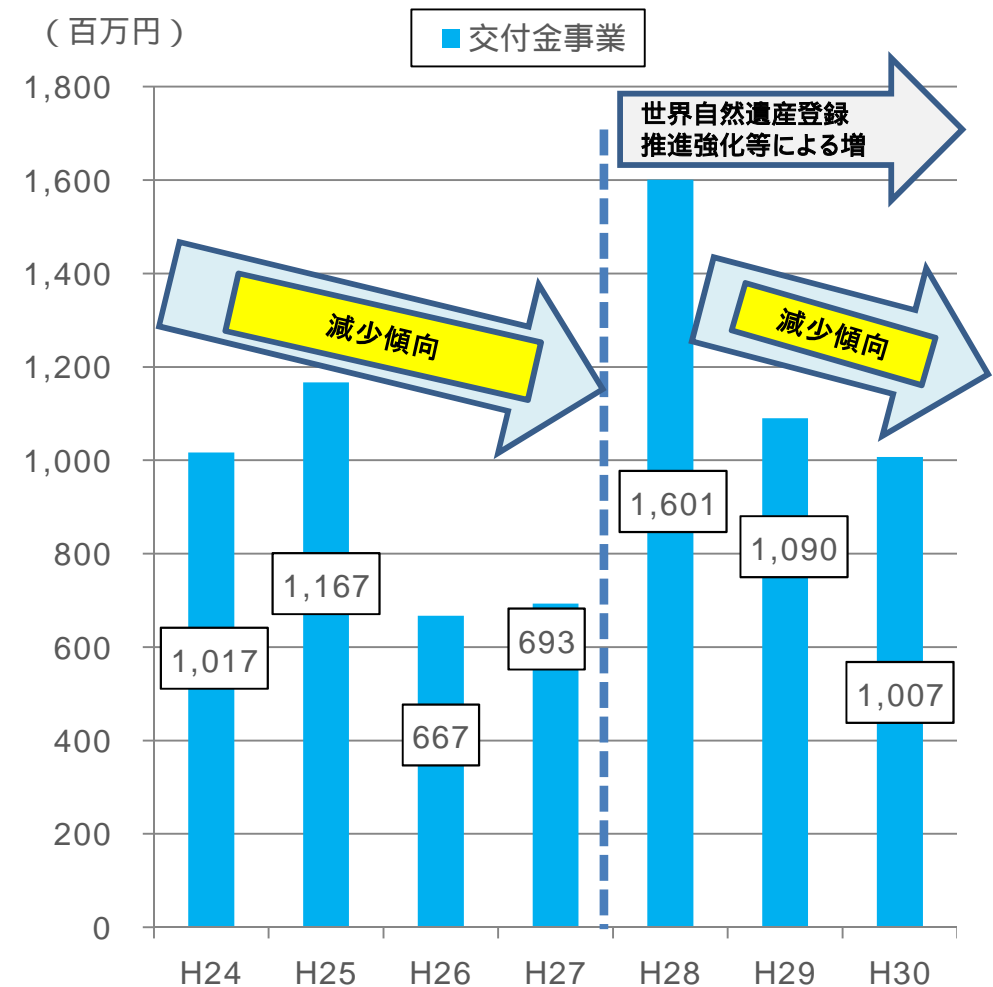
■ (2) -e ソフト交付金予算額 (うち観光関連予算)

平成24年度 77.0億円 平成30年度 43.4億円



■ (2) -e ソフト交付金予算額 (うち環境関連予算)

平成24年度 10.2億円 平成30年度 10.1億円



2 . 平成25年度の検討時との環境の変化について

■ (3) 国による出国税の創設

	具体的内容
創設目的	観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充、強化を図るための恒久的な財源を確保するため
納税義務者	船舶または航空機により日本から出国する旅客（国際観光旅客等）
税率	出国1回につき1,000円
導入時期	平成31年1月7日

■ (4) OCVBからの提言

- ▶ 入域観光客数の増加に対応するための受入体制の整備や地域環境を整備し、持続的な観光地づくりを図るため、民泊も対象にした観光目的税として、宿泊税の導入を検討すること。
- ▶ 宿泊施設を利用しないクルーズ客の取り扱いについても公平性の観点から徴収できる方策を検討すること。

2. 平成25年度の検討時との環境の変化について

(5) 沖縄県の自主財源の状況

- ・ 本県の平成28年度の自主財源比率は30.0%であり、平成24年度に比べ2.3ポイント改善しているものの、九州平均は2.9ポイント、全国平均は3.3ポイントと本県よりも改善幅が大きい。
- ・ 本県の平成28年度の地方税の比率は18.9%であり、平成24年度に比べ3.7ポイント改善しているものの、九州平均は4.3ポイント、全国平均は6.0ポイントと本県よりも改善幅が大きい。
- ・ 本県の平成28年度の自主財源比率は30.0%であり、高知県（28.1%）に次いで低い自主財源比率となっている。

平成28年度歳入決算額

(単位：百万円、%)

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	平成28年度	平成27年度	構 成 比		構成比(平成28年度)		平成24年度	構 成 比	構成比(平成24年度)	
				28年度	27年度	九州平均	全国平均			九州平均	全国平均
自 主 財 源		224,478	215,092	30.0	28.9	38.2	46.8	186,742	27.7	35.3	43.5
地方税		141,050	136,370	18.9	18.3	23.8	30.8	102,105	15.2	19.5	24.8
市町村たばこ税都道府県交付金		0	177	0.0	0.0			80	0.0		
分担金・負担金・寄附金		1,027	1,065	0.1	0.1	0.8	0.6	1,345	0.2	0.8	0.7
使用料・手数料		15,267	13,374	2.0	1.8	1.5	1.6	9,683	1.4	1.1	1.1
財産収入		3,191	4,438	0.4	0.6	0.5	0.4	4,339	0.6	0.4	0.4
繰入金		14,455	16,637	1.9	2.2	2.3	2.9	28,222	4.2	4.0	4.1
繰越金		20,143	16,467	2.7	2.2	2.6	2.6	17,614	2.6	2.6	2.4
諸収入		29,345	26,564	3.9	3.6	6.8	8.0	23,354	3.5	7.0	10.1
依 存 財 源		523,270	529,943	70.0	71.1	61.8	53.2	486,230	72.3	64.7	56.5
地方譲与税		19,502	22,169	2.6	3.0	3.2	3.5	16,814	2.5	3.1	3.3
地方特例交付金		282	258	0.0	0.0	0.1	0.1	212	0.0	0.1	0.1
地方交付税		210,239	210,383	28.1	28.2	29.9	23.8	215,985	32.1	30.3	24.0
交通安全対策特別交付金		389	409	0.1	0.1	0.1	0.1	423	0.1	0.1	0.1
国庫支出金		236,393	238,585	31.6	32.0	15.5	13.5	190,183	28.3	15.3	13.7
地方債		56,466	58,139	7.6	7.8	13.0	12.3	62,613	9.3	15.9	15.3
(臨時財政対策債)		(27,553)	(34,186)	(3.7)	(4.6)	(4.4)	(4.7)	(43,420)	(6.5)	(7.2)	(7.9)
(その他の地方債)		(28,913)	(23,953)	(3.9)	(3.2)	(8.6)	(7.6)	(19,193)	(2.9)	(8.6)	(7.4)
歳 入 総 額		747,747	745,035	100.0	100.0	100.0	100.0	672,972	100.0	100.0	100.0

九州平均（沖縄除く）及び全国平均（沖縄含む）は、単純平均であり、本県が独自に集計した速報値である。

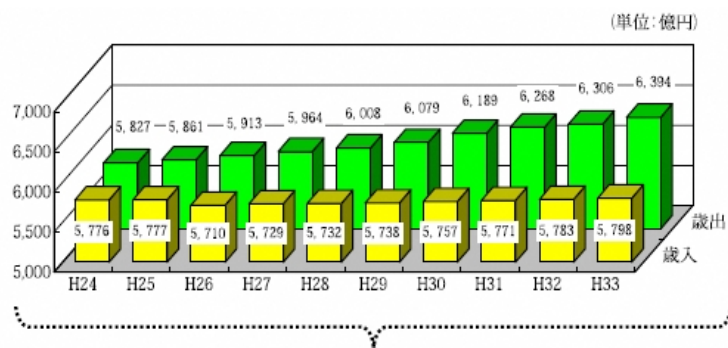
地方税については、地方消費税清算後の数値である。

四捨五入の関係で、合計は必ずしも一致しない。

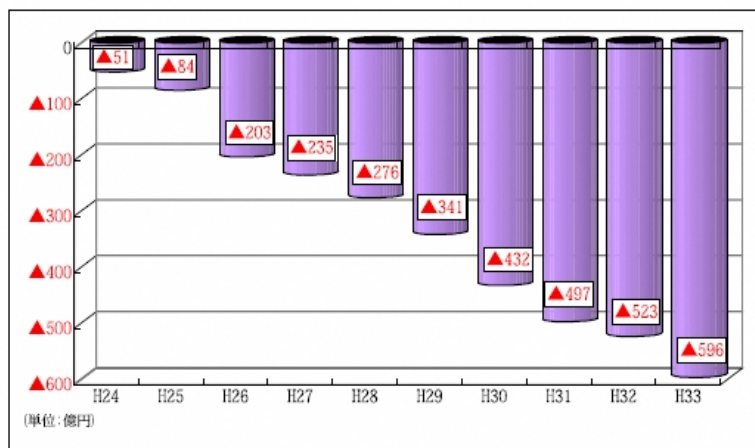
2. 平成25年度の検討時との環境の変化について

(6) -a 財政収支の見通し (基点：平成23年度当初予算)

- 歳入総額の大幅な増加が見込めないのに対し、公債費や社会保障関係費などの増に伴い、歳出総額は増加することが見込まれる。
- このため、収支不足（単年度の財源不足）が拡大傾向で推移し、平成33年度にはその額は 596億円に達することが見込まれる。



【歳入】 - 【歳出】 = 【収支不足】



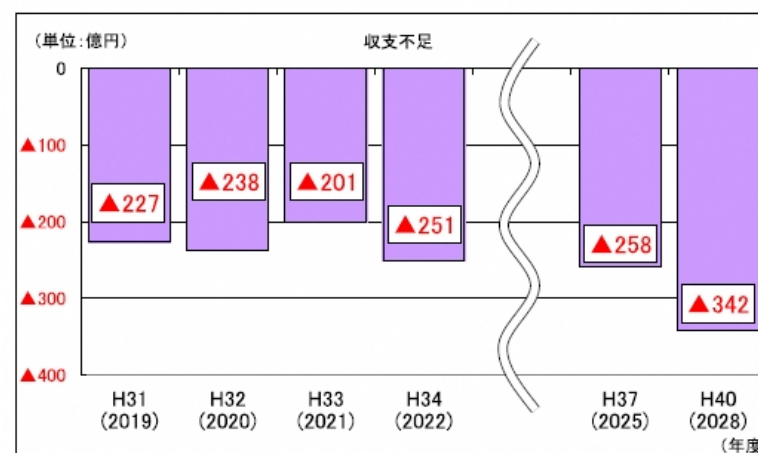
(6) -b 財政収支の見通し (基点：平成30年度当初予算)

- 歳入総額が緩やかに増加することが見込まれるが、他方歳出総額は社会保障関係費等の増に伴い、歳入総額を上回る増加が見込まれる。
- このため、今後の当初予算編成時には、平成30年度と同程度の収支不足（単年度の財源不足）が継続して生じ、長期的には拡大することが見込まれる。

平成30年度当初予算編成過程における収支不足額：233億円



【歳入】 - 【歳出】 = 【収支不足】



2. 平成25年度の検討時との環境の変化について

(7) 国及び地方公共団体等における法定外目的税・料金制度等の導入等状況

時 期	国及び地方公共団体等の動向
H29.1.1	大阪府が宿泊税を導入
H30.10.1	京都市が宿泊税を導入予定
H31.1.7	国が出国税を導入予定（1回 1,000円）
H31.4.1	金沢市が宿泊税を導入予定
H31.4.1	竹富町が入域料を導入予定（1回 300円）
H31.夏	大阪府が宿泊税の下限額を引き下げ予定（10,000円 7,000円）
H31.11	倶知安町が宿泊税を導入予定（宿泊料の2%）
H32.1.1	那覇港管理組合が施設利用料を導入予定（1回 280円）
未定	石垣市が入島税導入を検討